

## 青 年 學 校 の 要旨

## 龍丘青年學校則



昭和十年四月一日勅令第四一號ヲ以テ「青年學校令」文部省令第四號ヲ以テ「青年學校規定」ヲ制定セラレ、六月一日縣令第一九號ヲ以テ青年學校細則ヲ公布セラル。蓋シ青年學校制皮ノ新設ハ時代ノ趨勢ニ鑑ミ從前ノ實業補習學校及青年訓練所ヲ統一シ、之ヲ單一ノ青年教育機關トナシ其又施設經營ノ努力ヲ一ニ集中シ以テ我が國青年教育之進展ヲ期セントスル趣旨ニ出ヅルモノナリ。

青年學校ハ小學校卒業後直ニ社會ノ實務ニ從事スル男女大衆青年ニ對シ其ノ身

ニ、青年教育上最も重要なアル時刻ニ於テ其ノ教育ノ本旨ハ實業補習教育及青年訓練之特質ヲ融合シテ須要ナル知識技能ノ修得トヲ廣く、其ノ教育

ノ間隙ナカラシメン事ヲ期スルモノニシテ、其ノ教育ニ、青年教育上最も重要なアル時刻ニ於テ其ノ教育ノ心身ノ鍛錬及德性ノ涵養スルヲ、其ノ教育ノ餘暇ニ於テ修學スルモノニツキ學校ノ他、餘生活ニ簡易自由ニ旨トシ、以テ地方ノ情況、青年ノ性道ニ適應セシムラ以テ目的ト

## ▲學則

## 第一章 總則

第一條 本校ハ青年學校令ニ

第六條 普通科本科及研究科  
ノ生徒ハ同時ニ專修科ノ課程ヲ兼修スルコトヲ得

第七條 各科々教授及訓練期

第二條 本校ハ長野縣下伊那郡竜丘村大字桐林字庵塚電

第三條 本校ハ長野縣下伊那郡竜丘青年學校ト稱ス

第四條 本校ニ男子部 女子部

第五條 本校ニ普通科 本科

第六條 本校ハ青年學校令ニ

第七條 本校ハ青年學校令ニ

第八條 年度ハ四月一日ニ始

第九條 教授及訓練期數

第十條 長別ニ之ヲ定ム

第十一條 本校ハ必要ニ應シ

第十二條 本校ハ必要ニ應シ

第十三條 本校ハ必要ニ應シ

第十四條 本校ハ必要ニ應シ

第十五條 本校ハ必要ニ應シ

第十六條 本校ハ必要ニ應シ

第十七條 本校ハ必要ニ應シ

第十八條 本校ハ必要ニ應シ

第十九條 本校ハ必要ニ應シ

第二十条 本校ハ必要ニ應シ

第二十一条 本校ハ必要ニ應シ

第二十二条 本校ハ必要ニ應シ

第二十三条 本校ハ必要ニ應シ

第二十四条 本校ハ必要ニ應シ

第二十五条 本校ハ必要ニ應シ

第二十六条 本校ハ必要ニ應シ

第二十七条 本校ハ必要ニ應シ

第二十八条 本校ハ必要ニ應シ

第二十九条 本校ハ必要ニ應シ

第三十条 本校ハ必要ニ應シ

第三十一条 本校ハ必要ニ應シ

第三十二条 本校ハ必要ニ應シ

第三十三条 本校ハ必要ニ應シ

第三十四条 本校ハ必要ニ應シ

第三十五条 本校ハ必要ニ應シ

第三十六条 本校ハ必要ニ應シ

第三十七条 本校ハ必要ニ應シ

第三十八条 本校ハ必要ニ應シ

第三十九条 本校ハ必要ニ應シ

第四十条 本校ハ必要ニ應シ

第四十一条 本校ハ必要ニ應シ

第四十二条 本校ハ必要ニ應シ

第四十三条 本校ハ必要ニ應シ

第四十四条 本校ハ必要ニ應シ

第四十五条 本校ハ必要ニ應シ

第四十六条 本校ハ必要ニ應シ

第四十七条 本校ハ必要ニ應シ

第四十八条 本校ハ必要ニ應シ

第四十九条 本校ハ必要ニ應シ

第五十条 本校ハ必要ニ應シ

第五十一条 本校ハ必要ニ應シ

第五十二条 本校ハ必要ニ應シ

第五十三条 本校ハ必要ニ應シ

第五十四条 本校ハ必要ニ應シ

第五十五条 本校ハ必要ニ應シ

第五十六条 本校ハ必要ニ應シ

第五十七条 本校ハ必要ニ應シ

第五十八条 本校ハ必要ニ應シ

第五十九条 本校ハ必要ニ應シ

第六十条 本校ハ必要ニ應シ

第六十一条 本校ハ必要ニ應シ

第六十二条 本校ハ必要ニ應シ

第六十三条 本校ハ必要ニ應シ

第六十四条 本校ハ必要ニ應シ

第六十五条 本校ハ必要ニ應シ

第六十六条 本校ハ必要ニ應シ

第六十七条 本校ハ必要ニ應シ

第六十八条 本校ハ必要ニ應シ

第六十九条 本校ハ必要ニ應シ

第七十条 本校ハ必要ニ應シ

第七十一条 本校ハ必要ニ應シ

第七十二条 本校ハ必要ニ應シ

第七十三条 本校ハ必要ニ應シ

第七十四条 本校ハ必要ニ應シ

第七十五条 本校ハ必要ニ應シ

第七十六条 本校ハ必要ニ應シ

第七十七条 本校ハ必要ニ應シ

第七十八条 本校ハ必要ニ應シ

第七十九条 本校ハ必要ニ應シ

第八十条 本校ハ必要ニ應シ

第八十一条 本校ハ必要ニ應シ

第八十二条 本校ハ必要ニ應シ

第八十三条 本校ハ必要ニ應シ

第八十四条 本校ハ必要ニ應シ

第八十五条 本校ハ必要ニ應シ

第八十六条 本校ハ必要ニ應シ

第八十七条 本校ハ必要ニ應シ

第八十八条 本校ハ必要ニ應シ

第八十九条 本校ハ必要ニ應シ

第九十条 本校ハ必要ニ應シ

第九十一条 本校ハ必要ニ應シ

第九十二条 本校ハ必要ニ應シ

第九十三条 本校ハ必要ニ應シ

第九十四条 本校ハ必要ニ應シ

第九十五条 本校ハ必要ニ應シ

第九十六条 本校ハ必要ニ應シ

第九十七条 本校ハ必要ニ應シ

第九十八条 本校ハ必要ニ應シ

第九十九条 本校ハ必要ニ應シ

第一百条 本校ハ必要ニ應シ

第一百一条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四条 本校ハ必要ニ應シ

第一百五条 本校ハ必要ニ應シ

第一百六条 本校ハ必要ニ應シ

第一百七条 本校ハ必要ニ應シ

第一百八条 本校ハ必要ニ應シ

第一百九条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十一条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十二条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十三条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十四条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十五条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十六条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十七条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十八条 本校ハ必要ニ應シ

第一百十九条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十一条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十二条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十三条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十四条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十五条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十六条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十七条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十八条 本校ハ必要ニ應シ

第一百二十九条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十一条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十二条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十三条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十四条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十五条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十六条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十七条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十八条 本校ハ必要ニ應シ

第一百三十九条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十一条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十二条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十三条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十四条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十五条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十六条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十七条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十八条 本校ハ必要ニ應シ

第一百四十九条 本校ハ必要ニ應シ

第一百五十条 本校ハ必要ニ應シ

